

いじめ防止等対策の取り組みについて

	項目	自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	全教職員に対し、周知している。	学内グループウェアを利用し、教職員に対していじめ防止等対策ポリシーを周知している。	-
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	開催は年4回であったが、第1回の委員会において、回数に固執せず効率的に情報を認知し、議論を行う方針とした。	昨年度に引き続き、アンケートや事案の発生に応じて柔軟に開催する。	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	自殺予防対策も兼ねたメンタルヘルスケアの出前講座を実施した。	昨年度に引き続き、左記講演を実施するとともに、学生支援系機関内ポータルサイトのアーカイブ動画を活用。	-
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を規則により定め、全教職員に周知した。	学内グループウェアを利用し、教職員に対していじめ対策委員会の職務内容等を周知している。	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	学内グループウェアを利用し、教職員に対して学校いじめ防止プログラムを周知している。	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	教職員の役職に依らず、学生の異変を報告することを徹底した。	学内グループウェアを利用し、教職員に対していじめ対策委員会へ報告することを周知している。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	「重大事態」の定義について全教職員に周知し、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	学内グループウェアを利用し、教職員に対していじめ防止等対策ポリシーを周知している。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	グループウェアを活用し、学生の実態を即座に把握できる体制を構築している。	記録が残る形での報告として、グループウェアを活用して情報共有を行う。	-
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対応のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。	令和4年度がいじめに関する取り組みを検証し、令和5年度の実施計画に反映した。	年度末に「いじめ対策委員会」を開催し、改正すべき点を検討している。	令和6年3月
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	いじめ対策委員会だけでなく、学生相談室によるアンケートおよび寮生面談を実施し、いじめに関する情報を各部署で共有した。	今年度においても、4回以上のアンケートおよび面談を実施し、各部署での情報共有を行った。	-
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	スクールカウンセラーを雇用し、学生に関する情報を教職員と共有している。	本校の雇用するスクールソーシャルワーカーについて、いじめ対策委員会のメンバーとして協力頂いている。	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめ防止等ガイドラインに基づき、いじめ防止講演会を実施している。	昨年度に引き続き、左記講演を実施予定である。	-
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	学生支援ミーティングやメールによる周知を行い、いじめに関する理解を深める取り組みを行っている。	担任およびチューターによる学生支援ミーティングを行い、いじめに関する理解および早期発見に努めた。	-
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	ホームルームや寮内での勉強会を通して学生が主体的にいじめ問題に取り組むことを推進している。	ホームルームおよび寮内での活動を通していじめの問題提起等を行っている。	-
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	本校ホームページにおいて、トップページから1回の操作で確認できる場所に掲載していることを確認した。	-
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	いじめ対策委員会による解決に向けた対応方針を、被害・加害の双方の保護者に伝えることを徹底している。	昨年度に引き続き、解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	-
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	阿南市生活指導連絡協議会と連携している。	阿南市以外の地区を含めた生徒生活指導連絡協議会への主事会に定期的に出席していることについて確認を行った。	-
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	地元警察との連携を行っている。	地元警察に限らず、弁護士事務所との協力体制も構築できています。	-